

# 公益社団法人大分県社会福祉士会 日本社会福祉士会全国大会社会福祉士学会大分大会を 開催するための特定費用準備資金に関する規程

2020年3月10日制定

## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）の特定費用準備資金の取り扱いに関する基本的事項を定めることを目的とする。

## (特定費用準備資金の目的)

**第2条** この特定費用準備資金の積み立て目的は、以下に定めるとおりとする。

本会が日本社会福祉士会全国大会社会福祉士学会大分大会（以下「全国大会」という）を開催するために積み立てる。全国大会は公益社団法人日本社会福祉士会の機関決定として47都道府県が必ず持ち回りで必ず開催することになっている。

2 前項の目的のため、当該預金については、特定資産に積み立てるものとする。

## (管理者)

**第3条** 特定費用準備資金の管理者は、会長とする。

2 会長は、本会経理規程第6条に規定する会計責任者に、前項に規定する管理事務を委任することができる。

## (積立金の算出方法)

**第4条** 当年度の積立金額は、理事会の決議により特定費用準備資金に積み立てるものとする。

## (運用)

**第5条** 特定費用準備資金は、安全かつ堅実なもの以外で運用してはならない。

2 前項で運用した結果発生した利息収入等の運用益は、当該預金に積み増すものとする。

## (取り崩し)

**第6条** 特定費用準備資金は、第2条に定める目的以外で支出することはできない。

2 特定費用準備資金の一部又は全額を支出するときは、会長の発議に基づき理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

## (限度額)

**第7条** 特定費用準備資金の限度額は、300万円とする。

2 限度額を変更するときは、理事会の承認を得て、総会に報告するものとする。

## (改廃)

**第8条** この規程の改廃は、理事会の承認を得て、総会に報告するものとする。

## 附 則

1 この規程は、2020年3月10日より施行する。